

道路除草業務仕様書

1. 業務の名称

令和8年度 中央区（中地域）道路除草業務

2. 業務内容

浜松市土木部が所管する道路（中地域管内）において、繁茂した草木等の除草を迅速に実施する。

3. 除草業務要領

受託者の業務要領は次のとおりとする。

（1）作業実施

ア 業務着手前に業務実施計画表（様式1）及び業務計画書を提出すること。

イ 除草の時期は、次を標準とする。ただし、特に監督員が指示する場合は、協議を行うこと。

（ア）1回除草する区間にあっては、10月下旬まで

（イ）2回実施する区間にあっては、1回目を7月下旬まで

ウ 受託者は、安全で円滑な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、業務設計書に示す各施工区間について業務を遂行するものとする。

エ 受託者は、道路除草の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないよう、すみやかに処理しなければならない。

オ 受託者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空き缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。

カ 受託者は、除草中又は跡片付け中に道路に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。

キ 契約図書に基づき適正に交通誘導員を配置するとともに、第三者に危害を及ぼすことがないよう保安施設等の設置を行い、安全対策を講じること。

ク 業務実施前に、「街路樹育成管理業務」との施工範囲、時期等の調整を行うこと。

（2）業務完了報告

ア 現場写真は施工の場所及び規模が判別できるものとし、展開図にあわせ、500m²に1枚程度、500m²に満たない箇所にあっては、箇所ごとに同一位置から業務の着手前・作業中及び完了後撮影（業務年月日を明記）したものを業務完了報告書（様式2-2又は2-3）に添付して提出すること。また、交通誘導員、保安施設等の設置状況写真も提出すること。

イ 業務実施報告内訳表（様式3）、作業日誌（様式4）、発生材処分報告書または発生材確認資料、交通誘導員配置報告書または交通誘導員配置確認資料は、業務施工の都度正確に記入・整理し、提出すること。

ウ 出来形確認資料として、各路線毎に展開図を作成し、面積計算書等の計算根拠

を提出すること。

4. 業務責任者

本業務の実施にあたり、業務責任者（土木施工管理技士1級・2級（国家資格）又は造園施工管理技士1級・2級（国家資格）のいずれかの資格を有する者）を定め、業務着手届により委託者に届け出ること（様式2-1）。これらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届け出ること（様式2-4）。

5. 前金払および部分払

. その他

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木工事共通仕様書を参考にし、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』(以下「共通仕様書」という。)とする。(共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載)

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」(浜松市ホームページに掲載)を参考にして実施すること。